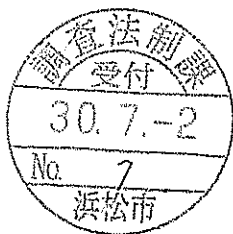


浜松市議会議長

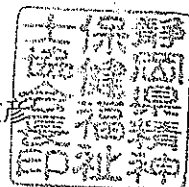


平成30年7月2日

陳情者（代表者）

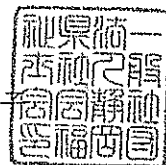
静岡県富士市天間 1585 番地

静岡県精神保健福祉士協会 会長 澤野 文彦



静岡市葵区駿府町 1-70

一般社団法人静岡県社会福祉士会 会長 山本たつ子



静岡市葵区北番町 23 番地

静岡県医療ソーシャルワーカー協会 会長 中村



### 生活保護基準額の引き下げに係る影響緩和への取り組みに関するについて陳情

#### 要 旨

昨年 12 月、厚生労働省では、前回の生活保護基準の段階的引き下げに引き続き、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に引き下げる方針を示しました。

生活保護基準額の引き下げが行われますと、生活保護利用者の生活水準が著しく低下するのではないかと、ひいては生活保護利用者の自立を支えている教育・労働・福祉・介護・医療が経済的事情から利用しにくくなるのではないかなど、重大な影響が懸念されます。

日頃の浜松市政において浜松市民からの声をしっかりと受け止めていただき、日本国憲法第 25 条の理念が空洞化することのないよう、下記の点についてご対応くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 理 由

1. 生活保護利用者の生活状況の変化を正確に把握するような策を講じてください
2. 浜松市内行政機関の相談窓口において、審査なしに生活保護申請の受理を拒否するような、いわゆる「水際作戦」など、生活保護の適正な利用を妨げる対応が行われないように、必要な役割を果たしてください
3. 浜松市民窓口届けられた浜松市民からの声や浜松市政における取り組みを通して、今回の生活保護基準額の引き下げ措置がもたらした浜松市民生活への影響については、国へ率直に報告するようにしてください
4. 生活保護世帯の生活が「健康で文化的な水準」を下回ることを防ぐよう、生活実態を十分に把握した生活保護基準を設定することについて、国に対して要望してください

以上